

「地球温暖化問題に対する取組」に係る報告

重点調査事項①：京都議定書の6%削減約束の確実な達成のための取組

平成9年（1997年）12月に採択された京都議定書においては、平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの第1約束期間における我が国の温室効果ガスの排出量を、基準年（1990年度）比で6%削減することが目標として掲げられています。ここでは、

a) 京都議定書目標達成状況

b) 補足性の原則を踏まえた京都メカニズムのクレジット取得

c) 森林吸収源対策の推進

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。なお、温室効果ガス削減に関する個別の対策・施策の取組状況については、重点調査事項②「温室効果ガスの濃度の安定化に向けた中長期的継続的な排出削減等のための取組」の取組状況と重複することから、重点調査事項②において調査することとします。

①第2回点検における指摘内容

- 6%削減約束の達成に向けて、以下の取組を進めるべきです。
 - ①今後とも、改定京都議定書目標達成計画に盛り込まれた自主行動計画の推進、住宅・建築物の省エネ性能の向上、トップランナー機器等の対策、工場・事業場の省エネ対策の徹底、自動車の燃費の改善、中小企業の排出削減対策の推進、農林水産業・上下水道・交通流等の対策、都市緑化・廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策、新エネルギー対策の推進等に着実に取り組むこと
 - ②京都メカニズムについては、引き続き、補足性の原則を踏まえつつクレジット取得を進めること
 - ③厳格な進捗管理を行うとともに、更なる計画改定も視野に入れ、必要な対策・施策の追加を具体化していき、国、地方公共団体、事業者、国民等すべての主体が全力で取り組んでいくことにより、6%削減約束を達成していくこと
- 森林吸収源対策については、国有林及び民有林において、間伐等の森林整備の推進、持続可能な森林経営の推進に寄与するとともに化石燃料の使用量・二酸化炭素（CO₂）の排出量の抑制にも資する木材及び木質バイオマスの利用の推進等、森林整備、木材供給、木材の有効利用等を、官民一体となって着実かつ総合的に推進すべきです。

②主な取組状況等

《京都議定書目標達成状況》

- 平成 20 年度（2008 年度）の温室効果ガスの総排出量は、12 億 8,200 万トンとなっており、京都議定書の規定による基準年（CO₂、CH₄、N₂O は 1990 年度、HFCs、PFCs、SF₆ は 1995 年）の総排出量と比べると、1.6% 上回っています。また、原子力発電所の利用率が長期停止の影響を受けていない時の水準（平成 10 年度（1998 年度）の実績値）にあったと仮定して総排出量を推計すると、平成 20 年度（2008 年度）の総排出量は基準年比で 3.4% 減となります。

平成 20 年度（2008 年度）の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、約 4,400 万トン（森林 4,330 万トン、都市緑化等 70 万トン）の吸収となりました。これは、基準年総排出量の約 3.5% に相当します（うち森林吸収源対策による吸収量は 3.4% に相当）。

なお、平成 20 年度（2008 年度）の総排出量を平成 19 年度（2007 年度）と比べると、エネルギー起源 CO₂ について産業部門をはじめとする各部門の排出量が減少したこと等により、6.4% 減少しています。平成 19 年度（2007 年度）と比べて平成 20 年度（2008 年度）の排出量が減少した原因としては、金融危機の影響による年度後半の急激な景気後退に伴う、産業部門をはじめとする各部門のエネルギー需要の減少等が挙げられます。

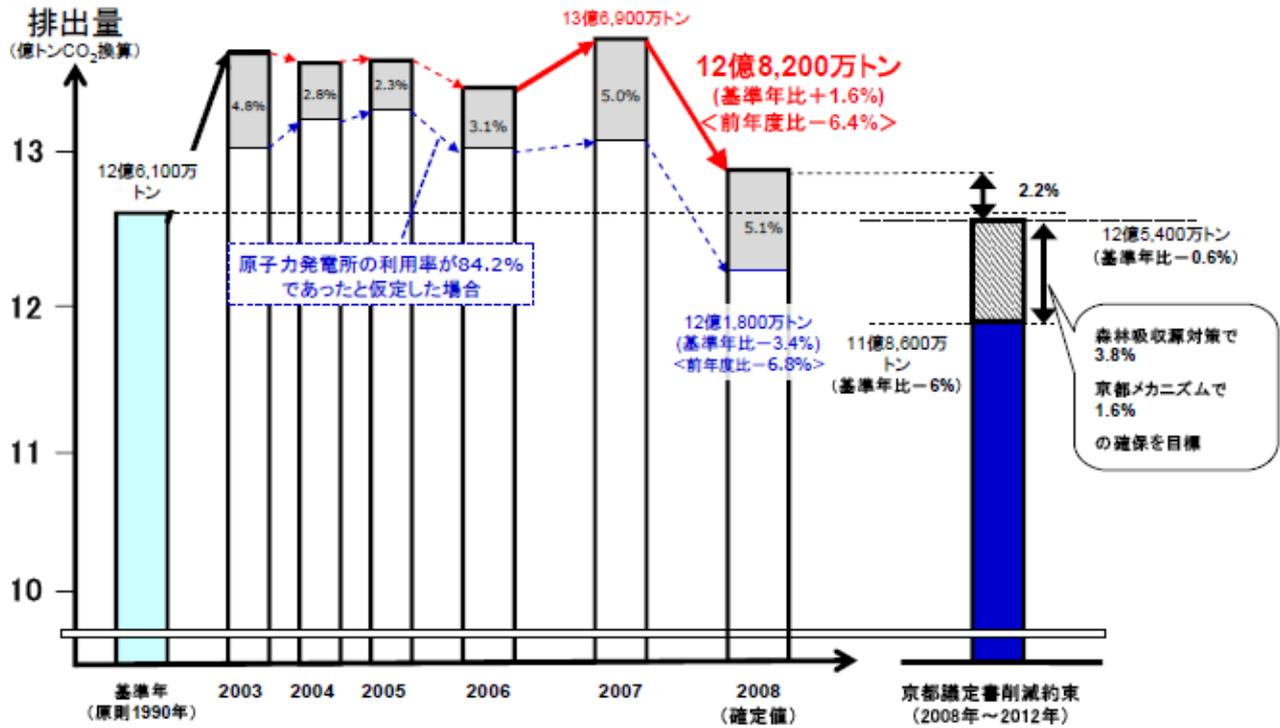
- これにより、平成 20 年度（2008 年度）単年度に限れば、吸収量の確保やクレジットの取得が順調に進むという前提のもとで、京都議定書の目標達成の目安に達していると言えます*。

- ※ ①森林吸収量確保の目標（基準年排出量の約 3.8%）
②政府としてのクレジット取得の目標（基準年排出量の約 1.6%）
③電気事業連合会が平成 20 年度（2008 年度）に国の管理口座に無償で移転したクレジット（約 6,400 万トン）（基準年排出量の約 5.0%）

上記①～③の合計：基準年排出量の約 10.4%。平成 20 年度（2008 年度）排出量の基準年比の値から差し引くと、「1.6% - 10.4% = -8.8%」となる（京都議定書の目標は -6%）。

(参考) 我が国における温室効果ガス排出量

2008年度における我が国の排出量は、基準年比 +1.6%、前年度比-6.4%。
(原子力発電所の利用率を84.2%と仮定した場合、基準年比-3.4%)



(参考) 各部門のエネルギー起源CO₂排出量 (電気・熱配分後)

	京都議定書の基準年 [シェア]	2007年度 (基準年比)	前年度からの変化率	2008年度 (基準年比)
合計	1,059 [100%]	1,218 (+15.1%)	→ <-6.6%> →	1,138 (+7.5%)
産業部門 (工場等)	482 [45.5%]	467 (-3.0%)	→ <-10.4%> →	419 (-13.2%)
運輸部門 (自動車・船舶等)	217 [20.5%]	245 (+12.9%)	→ <-4.1%> →	235 (+8.3%)
業務その他部門 (商業・サービス・事業所等)	164 [15.5%]	243 (+47.9%)	→ <-3.3%> →	235 (+43.0%)
家庭部門	127 [12.0%]	180 (+41.1%)	→ <-4.9%> →	171 (+34.2%)
エネルギー転換部門 (発電所等)	67.9 [6.4%]	82.9 (+22.2%)	→ <-5.7%> →	78.2 (+15.2%)

(単位: 百万t-CO₂)

《補足性の原則を踏まえた京都メカニズムのクレジット取得》

○ 京都議定書目標達成計画（平成20年（2008年）3月閣議決定）は、国内対策に最大限努力してもなお京都議定書の約束達成に不足する差分（基準年総排出量比1.6%）については、「補足性の原則を踏まえつつ、京都メカニズムを活用したクレジットの取得によって確実に対応することが必要」としています。このため、経済産業省及び環境省は、平成18年度（2006年度）から新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に政府のクレジット取得を委託し、京都メカニズムクレジット取得事業を開始しました。

本事業の実施に当たっては、京都議定書目標達成計画において、「クレジットを取得するに際しては、①リスクの低減を図りつつ、費用対効果を考慮して取得すること、②地球規模での温暖化防止、途上国の持続可能な開発への支援を図ること」とされており、これを踏まえた平成18年度（2006年度）の事業開始以降の総契約量は、平成21年度（2009年度）末時点で約9,580.3万トン（CO₂換算）となりました。

《森林吸収源対策の推進》

○ 森林吸収源対策については、基準年総排出量比で3.8%分の吸収量の確保のため、平成19年度（2007年度）から平成24年度（2012年度）までの6年間で毎年55万haの間伐等の森林整備が必要となっています。このため、当初予算と補正予算を併せ、毎年55万haを超える間伐実施に相当する予算を措置するとともに、平成20年（2008年）5月に森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）を施行する等、森林整備を推進しています。この結果、平成20年度（2008年度）の京都議定書に基づく森林吸収量は基準年総排出量比3.4%に相当する約4,330万トン（CO₂換算）となっています。引き続き、間伐等の森林整備とともに、CO₂の排出抑制にも資する木材・木質バイオマス利用等を着実に推進することにより、森林吸収量を確保することが必要です。

③今後の政策に向けた提言

（論 点）

○ 平成20年度（2008年度）の温室効果ガスの総排出量（確定値）は、基準年（1990年）比1.6%の増であり、森林吸収量の確保や海外クレジットの取得を順調に進め、国内対策を着実に進めることにより、京都議定書の削減約束の達成が可能であると思われます。

しかし、今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられることから、京都議定書の削減約束を達成するため、今後も、気を緩めることなくこれらの対策を着実に実施していくべきです。

- 京都メカニズムについては、引き続き、補足性の原則を踏まえつつクレジット取得を進めるとともに、既契約案件について、グリーン投資スキーム（GIS）におけるグリーンングの実施や日本国政府保有口座へのクレジットの移転を確実に実施すべきです。

重点調査事項②：温室効果ガスの濃度の安定化に向けた中長期的継続的な排出削減等のための取組

更なる中長期的・継続的な排出削減に向け、技術革新等を通じて、社会経済のあらゆるシステムが、構造的に温室効果ガスの排出の少ないものへと抜本的な変革を遂げることを目指す観点から、

a) 中長期的継続的な排出削減のための取組

b) 平成 25 年（2013 年）以降の新たな枠組みの構築等に向けた国際交渉におけるリーダーシップの発揮

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第 2 回点検における指摘内容

○ 低炭素社会づくり行動計画を踏まえ、以下の取組を進めるべきです。

①環境エネルギー技術革新計画（平成 20 年 5 月 19 日総合科学技術会議）に示された技術ロードマップ等の実施に向け、今後 5 年間で 300 億ドル程度投入すること。二酸化炭素回収貯留（CCS）技術について、分離・回収コストの低減や大規模実証に着手し、2020 年までの実用化を目指すこと。

②太陽光発電については、技術革新と需要創設による価格の大幅低減、電力系統への影響を緩和するための技術開発の推進、ドイツを含めた諸外国の再生可能エネルギーについての政策を参考にしながら大胆な導入支援策や新たな料金システムの検討等を行うこと。

③次世代自動車については、導入費用の一部補助等の導入支援や次世代電池等の高性能化・低価格化、充電設備等のインフラ整備を進めること。

④省エネ機器については、トップランナー基準の見直し、強化等を行うこと。

⑤平成 20 年 10 月に開始した排出量取引の国内統合市場の試行的実施について、できるだけ多くの業種・企業の参加を得、その評価を次の政策に結びつけていくこと。環境税の取扱いを含め、税制のグリーン化を進めること。温室効果ガス排出量の「見える化」について、平成 21 年度（2009 年度）中に試行的な導入実験を行うこと。カーボン・オフセットについては、共通のルールを平成 20 年度（2008 年度）を目途に公表すること。炭素会計については、平成 20 年度（2008 年度）中に実施方法やルールの検討を行い、その結果を公表すること。

⑥農林水産業の役割を活用した低炭素化については、バイオマスタウンの更なる拡大、食料供給と競合しないバイオ燃料生産拡大対策、稲わら、廃木材等からのエタノール生産、地産地消、高濃度利用の検討も含めた輸送用燃料、地域材及び未利用木質バイオマスの供給及び利用、間伐等による森林整備等の促進を図るとともに、

農地土壌等の炭素吸収源としての機能の向上について検討すること。

⑦低炭素型の都市や地域づくりについては、環境モデル都市の選定・全国展開・海外への発信、公共交通機関の利用促進、集約型都市構造への転換、農山漁村における様々な資源やエネルギーの有効利用等を行うこと。

⑧生涯を通してあらゆるレベル、あらゆる場面の教育において、低炭素社会や持続可能な社会について教え、学ぶ仕組みを取り入れること。

⑨ビジネススタイル及びライフスタイルの変革への働きかけについては、チーム・マイナス6%の取組の促進やクールアース・デーの取組を展開すること（なお、ビジネススタイル及びライフスタイルの変革は、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」にも密接に関わることであります。）。

○ 低炭素社会づくりの具体的なイメージとして、平成19年（2007年）12月に中央環境審議会に取りまとめられた「低炭素社会づくりに向けて」をベースとし、環境省の地球環境研究総合推進費により研究が進められている「低炭素社会に向けた12の方策」を参考にしながら、革新的な技術の開発導入と両輪を成す革新的社会制度づくりの課題を明らかにし、革新的制度の設計と導入を進めるべきです。

○ 中期目標については、今後、有識者も含めたオープンな場で、我が国の削減ポテンシャル、その実現のためのコスト等について、科学的・総合的な検討を行い、平成21年（2009年）のしかるべき時期に設定すべきです。

○ 平成20年（2008年）7月に開催されたサミットの成果を踏まえ、今後10年から20年のうちに、世界全体の排出量をピークアウト（頭打ち）させるために、引き続き、すべての主要排出国が参加する、公平かつ実効的な平成25年（2013年）以降の新たな枠組みの構築に向けて、国際的議論を主導する役割を我が国が果たし、また、中印等の新興国に対しても、他のG8諸国とともに、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成する長期目標を共有し、国連交渉において採択されるようリーダーシップを発揮すべきです。

②主な取組状況等

《中長期的継続的な排出削減のための取組》

地球温暖化を防止するためには、地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的かつ大幅な削減が必要であり、そのための対策は直ちに開始していくべきです。我が国としては、1990年比で、2020年までに25%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの中期目標を、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として掲げるとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとの長期目標を掲げ、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努めることとしています。その達成のた

めには、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税及び全量固定価格買取制度を含めたあらゆる政策を総動員していくことが必要です。

我が国の地球温暖化対策の基本的な方向性を明らかにするために、地球温暖化対策に関しての基本原則や国、地方公共団体、事業者及び国民の責務、温室効果ガス排出量の削減に関する中長期的な目標、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画、基本的施策等を盛り込んだ地球温暖化対策基本法案を平成 22 年（2010 年）3 月に閣議決定し、国会に提出しました。

法案には、第 1 条の目的に「国際社会の中で率先して、エネルギー需給の在り方を含め社会経済構造の転換を促進しつつ、脱化石燃料化を図ること等により、温室効果ガスの排出の量をできる限り削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができ、かつ、地球温暖化に適応することができる社会」、第 3 条の基本原則に「社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出をできる限り抑制することその他の温室効果ガスの排出の抑制等に関する行動が新たな生活様式の確立等を通じて積極的に行われることによって、豊かな国民生活及び産業の国際競争力が確保された経済の持続的な成長を実現しつつ、温室効果ガスの排出の量を削減し、並びに温室効果ガスの吸収作用を保全し、及び強化することができる社会」という、今後我が国が目指していく社会像も明記しています。

地球温暖化対策基本法案の成立後にその規定に基づき策定する地球温暖化対策に関する基本的な計画については、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会における中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿の検討や、総合資源エネルギー調査会総合部会基本計画委員会において見直しを行っているエネルギーの需給に関する基本的な計画等を踏まえた地球温暖化対策の検討の成果等をいかながら、政府全体で検討を進めていく予定です。また、その際には、平成 22 年（2010 年）6 月頃に全体像を完成させる予定の新成長戦略等政府全体で行っているその他の検討との密接な連携や、公開の場での関係者からの十分な意見の聴取に努めます。

なお、第 2 回点検における指摘内容に関しては、以下のような取組が進められています。

- 環境エネルギー技術革新計画については、平成 21 年（2009 年）4 月に総合科学技術会議の下にエネルギープロジェクトチームにおいて進捗状況の点検を行いました。点検結果では、「環境エネルギー技術革新計画」に掲げた内容は概ね順調に進捗しており、国内外の情勢の変化等も踏まえて、引き続き、各省の研究開発や普及策等の取組状況を精査し、必要に応じて関係府省の連携が図られるよう P D C A を回していくことが重要であることが指摘されました。
- C C S 技術については、二酸化炭素海底下地層貯留（海底下 C C S）を実施する際には海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 法律第 136 号）におい

て環境大臣の許可を受けることが必要とされていることから、海底下CCSにおける環境影響評価手法及びモニタリング手法の高度化のための調査等を実施しました。

○ 太陽光発電については、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）に基づき、平成21年（2009年）11月1日から新たな買取制度が開始されました。今後も、全量固定価格買取制度の創設、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進、電力システムの整備の促進、規制の適切な見直し等による再生可能エネルギーの普及拡大支援策の導入が予定されており、国内での普及拡大に伴う量産効果によって製造コストが下がり、国際的にも価格競争力が増すことが期待されています。

○ 次世代自動車については、従来より自動車税のグリーン化を行っているところですが、平成21年度（2009年度）より自動車重量税・自動車取得税の時限的免除・軽減措置（いわゆるエコカー減税）、平成22年度（2010年度）より自動車重量税のグリーン化等の税制上の特例措置を講じ、低公害車の更なる普及促進を図っています。

○ 省エネ機器については、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づくトップランナー制度により、対象機器のエネルギー消費効率は当初見込みを上回る改善を達成しています。今後も、更に個別機器の効率向上を図るため、対象を拡大するとともに、既に対象となっている機器の対象範囲の拡大及び基準の強化を図ります。

○ 排出量取引については、平成22年（2010年）3月に閣議決定し、国会に提出した地球温暖化対策基本法案において、温室効果ガス排出量の削減が着実に実施されるようにするため、キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度の創設を盛り込んでおり、このために必要な法制上の措置について、地球温暖化対策のための税と並行して検討を行い、法施行後1年以内を目途に成案を得るものとしています。

排出量取引の国内統合市場の試行的実施は、700を超える企業等（自主参加型国内排出量取引制度（JVETS）への参加企業を含む）から参加申請があり、平成20年度（2008年度）に目標を設定した参加者については、自らの排出削減に加えて排出枠の取引等も活用し、すべての参加者が目標を達成しました。本試行的実施は、本格制度の基盤となるものではありませんが、排出実態等に関する情報収集、排出量の算定・検証の体制の整備、対象事業者における排出量取引への習熟等の意義があることから、本格制度に向けた準備のため、見直しを行った上で継続することとしています。

○ 環境税を含む税制のグリーン化については、平成20・21年度（2008・2009年度）

に中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会において審議が行われました。この審議を踏まえ、環境省が平成16年(2004年)から毎年継続して地球温暖化対策税の創設について要望するとともに、経済産業省も地球温暖化対策税の検討について要望し、政府税制調査会における数次に渡る検討の結果、平成22年度税制改正大綱(平成21年(2009年)12月閣議決定)において、「地球温暖化対策のための税については、(中略)平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。」とされ、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)においても同様の規定が盛り込まれました。今後は、この決定に沿って更に検討を進めていきます。

- 温室効果ガス排出量の「見える化」については、商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、当該商品・サービスに簡易な方法で分かりやすく表示する「カーボンフットプリント制度」の構築・普及等の取組を進めたほか、「見える化」による温室効果ガスの削減効果の把握のための調査を行うとともに、国民が日常生活において様々な商品やサービスを使用した際に発生する温室効果ガスの排出量や、その削減のための具体的な方法について情報提供するウェブサイト(日常生活CO₂情報提供ツール)の試行版を開発しました。
- カーボン・オフセットについては、平成20年(2008年)2月に「わが国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」を公表しました。この指針に基づいて、普及啓発・相談支援等を行う「カーボン・オフセットフォーラム」の運営や、オフセット関連施策の動向の情報提供、モデル事業の実施、認証を受けた取組にラベルを付与する「カーボン・オフセット認証制度」、国内のプロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセットに用いることのできるクレジットとして認証する「オフセット・クレジット(J-V E R)制度」の創設・活用促進、英国とのワークショップ開催等の取組を行いました。
- 炭素会計を含む環境情報開示については、平成20年度(2008年度)の環境配慮促進法の評価・検討に関する報告書において、「政府としても、有価証券報告書を通じた地球温暖化関係情報の開示について、その具体化に向けた検討を進めていくべき」と更なる検討の重要性が示されました。その後、中央環境審議会の「環境と金融に関する専門委員会」を立ち上げ、投融資に際しての環境配慮の折り込みを市場に普及させる観点から、気候変動に関わる投資家の動向や投資家向け情報開示について、引き続き検討を行いました。
- 農林水産業の役割を活用した低炭素化については、バイオマスタウン構想の策定やその実現に向けた支援のほか、バイオマスの利活用や食品産業の自主行動計画の取組を推進するとともに、低コスト・高効率なバイオ燃料生産技術の開発、国産バ

イオ燃料生産拡大を図るための実証事業を推進しました。また、施設園芸、農業機械におけるCO₂排出削減対策、間伐等の森林整備や地域材利用等を推進しました。さらに、平成20年(2008年)3月食料・農業・農村政策審議会企画部会地球環境小委員会において農地土壌が有する温室効果ガスの吸収源としての機能に関する知見を集約するとともに、平成21年(2009年)11月、農林水産省地球温暖化対策本部において吸収ポテンシャルを試算しました。平成21年度(2009年度)には、炭素貯留の効果の高い営農活動を行うモデル的な取組の支援も実施しました。

○ 低炭素型の都市や地域づくりについては、平成21年(2009年)1月までに環境モデル都市を13都市選定したほか、国内外の優良事例の情報交換を目的とした国際会議を平成20・21年度(2008・2009年度)に開催しました。また、地域の温暖化対策実行計画策定を推進するため、マニュアル、事例集の作成を行いました。交通システムに関しては、公共交通機関の利用促進のための鉄道新線整備の推進、環状道路等幹線道路網の整備や高度道路交通システム(ITS)の推進等の交通流対策等を行いました。また、公共交通機関の利用促進、未利用エネルギーや自然資本の活用等を面的に実施するため、CO₂削減シミュレーションを通じた実効的な計画策定を支援する等、低炭素型都市構造を目指した都市づくりを総合的に推進しています。

○ 環境教育・環境学習については、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号)及び同法に基づく基本方針に基づき、人材認定等事業の登録を行い、登録した事業についてインターネットによる情報提供を行うとともに、環境家計簿の普及のための「我が家の環境大臣」など「21世紀環境教育プラン～いつでも(Anytime)、どこでも(Anywhere)、誰でも(Anyone)環境教育AAAプラン～」として、関係府省が連携して、家庭、学校、地域、企業等における生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する取組を行いました。

○ ビジネススタイル及びライフスタイルの変革への働きかけについては、平成22年(2010年)1月より、地球温暖化防止のための国民運動「チャレンジ25キャンペーン」を新たに展開しています。オフィスや家庭等において実践できるCO₂削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く呼びかけており、趣旨に賛同していただいた、全ての個人、企業・団体の皆さまに対し、「チャレンジ25宣言」への参加・登録を呼びかけています。

《平成25年(2013年)以降の新たな枠組みの構築等に向けた国際交渉におけるリーダーシップの発揮》

○ 平成21年(2009)年7月に開催されたG8イタリア・サミットで世界全体の排出量を2050年までに少なくとも半減することを再確認するとともに、この一部として先進

国全体で80%以上削減することや、気温上昇を2℃以下に抑えるべきとの科学的知見への認識について、G8間で合意が得られました。その後、我が国としては、平成21年（2009）年9月にニューヨーク国連本部で開催された国連気候変動首脳級会合において、鳩山内閣総理大臣より、京都議定書第一約束期間後の温室効果ガス削減について、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とした上で、我が国の中期目標として、2020年までに1990年比25%削減を目指すものとする演説を行いました。

○ 平成21年（2009年）12月には、デンマークのコペンハーゲンでCOP15及びCOP/MOP5が開催され、「コペンハーゲン合意」がとりまとめられ、条約締約国会議として「同合意に留意する」と決定されました。交渉において我が国は、鳩山内閣総理大臣、小沢環境大臣より、日本は、全ての主要排出国が参加する公平で実効性のある枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、2020年までに1990年比25%の削減を目指すことを改めて表明するとともに、「鳩山イニシアティブ」として、温室効果ガスの排出削減等の気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、平成24年（2012年）末までの約3年間で1兆7,500億円（概ね150億ドル、そのうち公的資金は1兆3,000億円（概ね110億ドル））の支援を実施していく旨発表し、各国から歓迎されるとともに、交渉の進展に弾みを付けました。また、適応、キャパシティビルディング分野等での途上国支援の道筋を付けること等に尽力しました。

○ 我が国も、コペンハーゲン合意に基づき、「コペンハーゲン合意」に賛同する意思を表明し、2020年の排出削減目標として、「1990年比で25%削減、ただし、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を前提とする」との内容を、平成22年（2010年）1月に気候変動枠組条約事務局に提出しました。この目標は、地球温暖化対策に向けて、我が国として、他の主要な国々の背中を押して意欲的な取組を促すために、率先して提示したものです。

今後も、平成25年（2013年）以降の次期枠組みについて、コペンハーゲン合意を基礎として、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みが構築され、意欲的な目標が合意されるべく、リーダーシップを発揮していきます。

③今後の政策に向けた提言

（論 点）

○ 中長期的継続的な排出削減のための取組として以下の取組を進めるべきです。

①80%削減は、非常に意欲的な目標であり、直ちにその達成に向けた取組を始めることが必要であるため、中期目標が設定されるまでの間においても、国内排出量取引制度、地球温暖化対策のための税、再生可能エネルギーに係る全量固定価格

買取制度等の基本的施策について、内閣総理大臣のリーダーシップの下、積極的に講ずること。

②25%削減目標の具体的な対策・施策については、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会における専門的な検討や論点整理等を通じて、国民各界各層からの幅広い意見を聴取するとともに、政府内で検討を進め、地球温暖化対策基本法案の成立後、国民や関係者の意見を聴きながら基本計画等の形で具体化すること。

○ キャップ・アンド・トレード方式による国内排出量取引制度については、地球温暖化対策基本法の施行後1年以内を目途に成案を得ることとしており、平成22年（2010年）4月に設置された中央環境審議会地球環境部会国内排出量取引制度小委員会における専門的な検討や論点整理等を通じて、国民各界各層から幅広く意見を聴きつつ、地球温暖化対策基本法案の規定を踏まえ、具体的な制度設計を進めるべきです。

○ 地球温暖化対策のための税は、2020年25%、2050年80%削減目標を達成する上で基本となる施策であり、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）及び地球温暖化対策基本法案において、「平成23年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行う」こととされており、この方針に沿って、実現に向けた検討を進めるべきです。

○ 平成21年（2009年）11月に経済産業省に設置された「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」における議論等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を促進するため、全量固定価格買取制度の創設に係る施策を講ずるべきです。

○ 再生可能エネルギーの更なる導入拡大を図るため、以下の取組を進めるべきです。

①国内において風力発電、地熱発電等の再生可能エネルギーの利用に関する規制の適切な見直し等を講ずること。

②再生可能エネルギーの導入拡大に向けて系統運用ルールの見直しを検討すること。

○ カーボン・オフセットについては、国内外での情報交換や普及啓発を進めながら、地球温暖化問題以外の環境問題への対策にもつながる等の先進的なカーボン・オフセットの取組の促進、カーボン・オフセットの取組に関するガイドライン等の充実及びオフセット・クレジット（J-V E R）制度の運営・拡充等を通じて、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を国民運動的に展開すべきです。

○ 平成25年（2013年）以降の次期枠組みについて、コペンハーゲン合意を基礎として、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みが構築され、意欲的

な目標が合意されるよう、リーダーシップを発揮すべきです。

また、低炭素型の技術や製品の提供を行う企業の積極的な姿勢を後押しするため、低炭素技術・製品の普及を通じた日本の貢献を国内目標達成への反映を図る新たな仕組みを構築し、民間投資を促進することで、世界の温室効果ガスの排出削減に積極的に貢献すべきです。

重点調査事項③：地球温暖化による避けられない影響への適応のための取組

温室効果ガス濃度が現在の水準で安定化することは現実的には想定されない以上、地球温暖化によるある程度の影響は避けられず、避けられない影響（地球規模での海面上昇、異常気象の増加等）への対応（適応策）を行うことが必要という観点から、

a) 途上国における適応対策等の温暖化対策の促進

b) 我が国における気候変動の影響に関する情報収集や調査研究等の推進

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- クールアース・パートナーシップについては、各国との政策協議を通じて、より多くのパートナー国の適応対策等を支援し、途上国における温暖化対策を促進すべきです。さらに、こうした支援を通じ、すべての国が参加する、平成25年（2013年）以降の実効性ある枠組み構築へ向けた交渉を促進すべきです。
- 適応基金による支援については、平成21年（2009年）12月より前に運用を開始することが「途上国が次期枠組みに参加する前提」となっているものの、各種ガイドラインや運営ルールの制定が遅延していることから、次期枠組み交渉への影響を考慮した迅速な取組を進めるべきです。
- 我が国における適応策については、気候変動とその影響に関する情報を収集・整理し、気候変動影響・適応に関する調査研究を引き続き推進するべきです。例えば、デング熱、マラリア等の感染症、熱ストレス等の影響への対応の検討や、農業分野における生産安定技術の開発等を含めた取組を進めるべきです。
- 国内におけるモニタリングは、各機関において多様に実施されており、環境省と気象庁では地球観測連携拠点（温暖化分野）を設置する等の取組を行っていますが、今後は、各種モニタリング体制を維持しつつ、不十分な分野を拡充すべきです。
- 地球環境問題に関する研究は、研究資金制度ごとの特性をいかしつつ、効率的に実施すべきです。また、その成果を環境政策に反映させていくため、あらかじめ行政ニーズに基づき綿密な計画を構築し、研究を適切に進めるとともに、そこで得られた科学的知見を関係方面に幅広くかつ迅速に周知するよう努めるべきです。

②主な取組状況等

平成19年（2007年）に公表されたIPCC第4次評価報告書によると、仮に大気中の

温室効果ガス濃度が平成 12 年（2000 年）レベルに留まったとしても、いくらかの不可避免的な温暖化をもたらすと推定されているとしており、これらの避けられない温暖化がもたらす影響に対処するため、地球温暖化への適応が必要だとされています。

地球温暖化によってもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生産、人の健康等への悪影響に適応することができる社会を実現することは、温室効果ガスの排出削減や森林等による吸収作用を保全、強化することと並んで重要であるという認識のもと、地球温暖化への適応を総合的かつ計画的に推進すべく、平成 22 年（2010 年）3 月に閣議決定し、国会に提出した地球温暖化策基本法案においても、適応の実施、推進に関する条項を明記しています。

地球温暖化対策基本法案の成立後、その規定に基づき、地球温暖化への適応に資する技術の開発、地球温暖化やその影響についての予測、その他の研究開発及びその成果の普及、適応に資する産業の発展、これによる就業機会の増大に努めるとともに、地方公共団体、民間団体等が行う適応に関する活動の促進を図るため、技術的な助言等の措置を行います。また、地球温暖化への適応に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めます。さらに、適応に関する国際的の連携の確保、国際的な資金の提供に新たな枠組みの構築、その他の国際協力を推進するための施策の実現に、より一層努めます。

なお、第 2 回点検における指摘内容に関しては、以下のような取組が進められています。

《途上国における適応対策等の温暖化対策の促進》

- 平成 21 年（2009 年）9 月に開催された国連気候変動首脳会合において、鳩山内閣総理大臣から途上国支援に係る「鳩山イニシアティブ」の基本的な考え方が示され、更に、同年 12 月にデンマークのコペンハーゲンで開催された C O P 15 及び C O P / M O P 5 において、その具体策が表明されました。これは、従前の公約である「クールアース・パートナーシップ」を再編し、温室効果ガスの排出削減等の気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に対して脆弱な途上国を広く対象として、今後の国際交渉の進展状況を注視し、気候変動交渉における当該国の交渉姿勢を十分踏まえつつ、平成 24 年（2012 年）末までの約 3 年間で 1 兆 7,500 億円（概ね 150 億ドル、そのうち公的資金は 1 兆 3,000 億円（概ね 110 億ドル））の支援を実施していくこと等を内容とするものです。「鳩山イニシアティブ」により、適応対策を含め、気候変動分野での途上国支援を進め、すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組みの構築の実現に向けた国際交渉を進めていきます。
- 適応基金による支援については、日本を含む 32 カ国が理事を務める適応基金理事会の尽力の結果、各種ガイドラインやルールの制定はほぼ完了し、次回理事会（平成 22 年（2010 年）6 月）では途上国から提出されたプロジェクト申請書の審査を初

めて行います(平成22年(2010年)5月6日付で8カ国から1件ずつ申請書を受領)。今後、可能な限り多くのプロジェクトの支援手続きを進めることで、途上国が次期枠組み交渉に積極的に参画する環境を醸成していきます。

- COP15及びCOP/MOP5において、「鳩山イニシアティブ」として、温室効果ガスの排出削減等の気候変動対策に積極的に取り組む途上国や、気候変動の悪影響に脆弱な状況にある途上国を広く対象として、平成24年(2012年)末までの約3年間で1兆7,500億円(概ね150億ドル、そのうち公的資金は1兆3,000億円(概ね110億ドル))の支援を実施していく旨を発表しました。今後の国際交渉の状況を注視しつつ、気候変動対策に意欲的に取り組む途上国に対し「鳩山イニシアティブ」による途上国支援を進めていきます。

《我が国における気候変動の影響に関する情報収集や調査研究等の推進》

- 気候変動の影響に関する情報収集や調査研究については、地球環境研究総合推進費等を活用し、現象解明、影響評価、将来予測に関する調査研究等の推進を図りました。また、地球環境研究総合推進費ホームページで研究成果をまとめた報告書「地球温暖化『日本への影響』」を公開しているほか、「地球温暖化の日本への影響～現状と将来予測、その対策と賢い適応へ向けて～」と題した一般公開シンポジウムを開催し、最新の研究成果を紹介しました。

農林水産分野においては、地球温暖化適応策の農業生産現場への普及・指導、地球温暖化が将来の農林水産業に与える予測研究、適応策に関する技術開発を推進しました。

平成21年(2009年)10月には、我が国における温暖化の観測・予測及び影響評価に関する知見を取りまとめた統合レポート「日本の気候変動とその影響」を作成し、公表しました。

また、九州地方環境事務所では、自治体の環境部局等が参加する「九州・沖縄地方における地球温暖化影響・適応策検討会」を立ち上げ、九州・沖縄地方における温暖化の影響・適応策の情報発信及び自治体等からの温暖化の影響・適応策の情報収集を行いました。

- 国内におけるモニタリングについては、地球温暖化対策に必要な観測を統合的・効率的なものとするため、「地球観測連携拠点(温暖化分野)」の活動を引き続き推進しました。加えて、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)を平成21年(2009年)1月に打ち上げ、同年10月からは一般へのデータ提供を開始しました。

③今後の政策に向けた提言

(論 点)

- 「いぶき」(GOSAT)は打ち上げ以降、順次データの取得、検証を行い、平成21年(2009年)10月にはデータの提供を開始したところです。現在、学術分野を中心にデータを利用した研究が進んでいるところですが、今後は研究機関等想定しうる利用者へ積極的に周知を行い、利用の更なる促進を図るべきです。
- 温暖化の影響は自治体(都道府県、市町村)別に度合いが異なることから、住民等の多様な主体による参加型の温暖化影響モニタリング手法や温暖化影響可視化手法を開発すべきです。さらに、温暖化予測の不確実性を考慮した適応策立案手法を開発するとともに、生活に係する広範な分野について、自治体が活用可能な適応政策ガイドラインを作成すべきです。
- 地球温暖化対策の推進にあたっては、緩和策とともに、避けられない影響への適応が重要ですが、自治体等の行政機関の適応に関する関心や知識はまだ低いのが現状です。既に取組が進んでいる分野のみならず更に広範な分野について今後の適応の方向性や考え方を関係府省が協力してとりまとめ、示すことによって、自治体等の意識向上を図り、各主体による適応策の実施を支援していくべきです。
- 地球温暖化の影響に対し脆弱であるアジア太平洋地域の途上国において、モニタリング・影響評価を行うべきです。さらには、これらを活用し、影響に適応するために関係各国との連携によるネットワークを構築すべきです。